

高等学校卒業程度認定試験を出願される被災された方へ

この度の震災（平成28年（2016年）熊本地震）によって被害に遭われた方に心からのお見舞いを申し上げます。

文部科学省では、平成28年度第1回高等学校卒業程度認定試験に出願する被災された方に出願期間の延長等の対応を行います。

1. 今回の震災における特別対応

出願期間の延長

出願期間 平成28年4月20日(水)～5月31日(火)消印有効
被災者（熊本県在住者）については、出願期間を5月31日（火）消印有効まで延長します。

延長を希望される方は、被災地に在住していることがわかる書類（住民票など）を同封してください。

出願時に提出する添付書類（住民票、写真、収入印紙、単位修得証明書等）及び被災地に在住していることがわかる書類の提出が5月31日までに難しい場合は、事前に相談窓口にご連絡ください。

出願期間延長の対象となる方は、平成28年（2016年）熊本地震において災害救助法適用地域となった、熊本県（全45市町村）に在住している方です。

震災の影響により出願手続きが困難な場合

震災の影響により下記のように出願手続きが困難な場合は5月10日までに相談窓口にご連絡ください。

熊本県以外で被災された方など、震災の影響により通常の出願期間内の出願手続きが困難であると見込まれる場合

上記、以外の方で、震災の影響により出願時に添付する書類（住民票、戸籍抄本、単位修得証明書等）の取得が難しい場合

わからないことや困ったことについて、お気軽にご相談ください。

相談窓口（文部科学省生涯学習推進課認定試験第二係）

03 - 5253 - 4111（内線2024・3267）

受付時間：平日9：30～18：15

E-mail: k-shiken@mext.go.jp

メールでのお問合せの際は、在住地、氏名、電話番号を必ず記入してください。

文部科学省所在地 〒100 - 8959 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 2

まず最初に、願書・受験案内を手に入れてください。
（入手方法は裏面にあります。）

2. 試験会場についてのお知らせ

試験会場について
・ 願書を書くときに試験会場を選んでいただきますが、住所のある都道府県で受験する必要はありません。ご都合のよい試験会場をお選びいただくことができます。
・ 出願後に引越しなどで試験会場を変更する場合は、通常は変更申請が5月25日(水)までですが、被災された方については変更の期限以降も可能な限り対応します。
・ 建物の損傷等による試験会場の変更はありません。(平成28年4月22日現在)

～ 高等学校卒業程度認定試験とは～

高等学校卒業程度認定試験は、いろいろな理由で高等学校を卒業していない方のため、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験です。この試験に合格すると、大学・短大・専門学校の受験資格が得られます。また、就職や資格試験の受験にも活用できます。

受験資格

平成29年3月31日までに16歳以上になる方で大学入学資格のない方(高等学校等を卒業していない方)

試験日 平成28年8月3日(水)～4日(木) 試験会場 全国47会場

願書・受験案内の入手方法

1. 直接取りに行く場合

文部科学省及び各都道府県教育委員会等で無料配布します。

配布場所は文部科学省ホームページで確認又は相談窓口にお問合せください。

2. 電話で請求する場合(テレメールの自動音声応答電話)

IP電話050-8601-0101へ電話し、音声ガイダンスに従って申し込んでください。資料請求番号は、232100です。

3. インターネットまたは携帯電話で請求する場合

下記のURLにアクセスし、画面に従ってお申込みください。

<http://shingaku.telemail.jp/kounin/>

電話及びインターネットで請求する場合の注意

(1) 請求受付期間は平成28年3月1日～5月3日です。

(2) 請求後2～3日程で願書等が届きます。

到着後、同封されている支払方法にしたがって

送料215円(支払手数料が別途かかります。)をお支払いください。

